

奈良工業高等専門学校電子入札システム官職規程

平成18年 9月20日制定

平成19年12月21日改正

平成20年 8月15日改正

平成23年 7月 1日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校において使用する電子入札システム官職証明書に関する事項についてはこの規程の定めるところによる。

(官職証明書)

第2条 この規程において「官職証明書」とは、電子入札システムの使用に必要とするもの及び同システムで作成する文書等が真正なものであることを認証することを目的とするものを言う。

(官職証明書の申請)

第3条 官職証明書は政府共用認証局が発行するものとする。なお、申請等に当たっては「政府共用認証基盤（GPKI）証明書申請の手引き」に従うものとし、国立高等専門学校機構本部へ申請手続きを依頼するものとする。

(官職証明書の作成権限を有する者)

第4条 官職証明書の作成権限を有する者は、校長とする。

(官職証明書の名義)

第5条 官職証明書の種類は、次のとおりとする。

- 一 契約担当役 (事務部長)
- 二 入札執行・登録者 (事務部総務課長)
- 三 入札立会者 (事務部総務課財務係長)

(官職証明書の管守)

第6条 官職証明書を適切に管守する者（以下、「官職証明書管守責任者」という。）を置くものとする。

- 2 官職証明書管守責任者は、事務部総務課課長補佐（会計担当）とする。
- 3 官職証明書管守責任者は、官職証明書が適切に使用されるよう官職証明書を管理し、及び官職証明書が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。
- 4 官職証明書管守責任者がその職務を執行できない場合には、別の者に委任することができるものとする。

(官職証明書の使用等)

第7条 官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書管守責任者に使用を請求するものとする。

附則

この規程は、平成18年9月20日より施行する。

附則

この規程は、平成19年12月21日より施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成20年8月15日より施行し、平成20年9月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行し、平成23年10月1日から適用する。